

水稲生産実施計画書 兼 営農計画書

令和 年産 申請年月日 令和 年 月 日

年産における農地の利用計画を申請します。

(年産における経営所得安定対策等の交付金に係る対象作物の作付面積等を申告します。)

作成者 氏名又は法人、組織名 フリガナ 法人、組織の代表者氏名
住所 (〒 -) 電話 FAX 経営形態

交付申請者管理コード 共済加入者コード 農業共済加入状況(含加入予定)記入欄

畑地化促進事業・定着促進支援の交付方式
R4・R5開始 一括交付方式 分割交付方式
R6開始 一括交付方式 分割交付方式

※「R4・R5」開始の一括交付方式については、前年度に一括交付を希望した者のうち、今年度も継続して一括交付を希望する場合に「○」をつけてください。

水田活用の直接支払交付金のうち水田農業高収益化推進助成関係
高収益作物定着促進支援 開始年 R2 対象面積 a m

畑地化促進事業のうち定着促進支援関係
高収益作物定着促進支援 開始年 R4 対象面積 a m
畑地化促進事業のうち定着促進支援関係 開始年 R5 対象面積 a m

※ R4年において、既に、水田農業高収益化推進助成により高収益作物定着促進支援を受けた農地が含まれる場合は、当該面積は対象面積から差し引いて記入する。

畑作物の直接支払交付金(ゲタ)に係る生産予定面積
(認定農業者、要件を満たす集落営農、認定新規就農者が対象)
対象畑作物 生産予定面積※1 対象畑作物 生産予定面積※1

※1 ゲタに係る対象畑作物ごとの「生産予定面積」は、下記(1)～(7)を参照の上、記入する。

- (1) ゲタに申請する方は、必ず、生産予定面積を記入する。
(2) 水田、畑、二毛作の区分に限らず、作付面積の合計。
(3) 麦は、数量払の対象とならない種子用麦及び麦芽原料用麦(ビール用麦等)を除いた面積。
(4) 小麦は、「春まき」と「秋まき」に区別した面積。
(5) 大豆は、数量払の対象とならない種子用大豆及び黒大豆を除いた面積。
(6) そばは、数量払の対象とならない種子用を除いた面積。
(7) たねは、数量払の対象とならない食用植物油用以外のものを除いた面積。

※2 「収穫後交付を希望する」の欄は、数量払の交付申請後に面積払の交付を希望する場合のみ「する」に○をつける。なお、一部の品目のみ希望する場合は、「収穫後交付希望作物名」の回答欄に収穫後交付を希望する対象作物名を記入する。

水稲単収 kg/10a

水稲用途別作付面積
用途 農業者記入欄 用途 農業者記入欄
主食用米 出荷・販売契約数量 生産予定面積

※1 ①及び②については「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に基づく契約数量等を記入すること。

※2 米粉用米、新市場開拓用米及び加工用米について、「うちコメ新市場事業対象を除く」欄には、コメ新市場開拓等促進事業に申請していない数量・面積を記入し、「うちコメ新市場事業対象」欄には、コメ新市場開拓等促進事業に申請した数量・面積を記入すること。

農地の利用計画記入欄(農地転用を行った場合は、その転用面積は本地面積及び作付面積から除いてください)
農地の番号 地名・地番、大字、字、集落地番 交付対象農地区分(注1) 水稲作付最終年(注2) 作期(注3) 面積(本地面積) 作物作付面積(注4) 作物名(注5) 地権者(権原を有する者)(注8) 住所・氏名

- (注1) 「交付対象農地区分」欄は、交付対象水田は「1」、交付対象外水田は「2」、畑地は「3」と表記することで区別する。
(注2) 前年度以前で、水稲を作付けた最終年を記入する。
(注3) 一つのほ場で二毛作に取り組む場合は、ほ場欄を二段書きすることとし、「作期」欄において、主食用水稲又は基幹作物として作付した作物は「1」、二毛作として作付した作物は「2」と表記することで区別する。
(注4) 同一ほ場内で、戦略作物助成の支援単面が異なる場合(は種面積と作付面積が一致しない場合)は、書面上分筆して記入する。
(注5) 「作物名」欄には、主食用水稲(一般米、醸造用玄米又は種子用米生産ほ場)、麦(小麦(※)、二条大麦、六条大麦、はだか麦、麦芽原料用麦(ビール用麦等)又は種子用麦)、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ(専用品種、その他)、なたね(食用植物油用、その他)、そば(普通そば又は種子用そば)、大豆(普通大豆、黒大豆又は種子用大豆)、飼料作物(青刈り稲、子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし、牧草、その他)、米粉用米、飼料用米(生もみを直接利用する取組は「飼料用米・生もみ」)、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米又は野菜等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態(調整水田、自己保全管理、土地改良通年施行等)を全てのほ場について記入する。
(注6) 飼料作物(牧草)を作付けるほ場であって、当年度では種を行うほ場の場合は、○を記入する。
(注7) 「多収品種」欄には、米粉用米、飼料用米の作付に取り組む場合において、多収品種及び米粉用向け専用品種を用いる場合は「1」、それ以外の場合は「2」と表記することで区別する。
(注8) 農地中間管理機構から農地を借り受けている等の場合は、農地中間管理機構の名称を記入する。
(注9) 高収益作物の畑地化及びそれ以外の畑地化に取り組む場合は、対象年度を記入する。
(注10) 畑地化の取組後、5年以上継続して高収益作物を作付ける場合は、○を記入する。
(注11) 畑地化促進事業(R5補正)に取り組む場合は、○を記入する。
(注12) 水田活用の直接支払交付金のうち畑地化促進助成(R6当初)に取り組む場合は、○を記入する。
(注13) 水田農業高収益化推進計画の対象となる場合は、○を記入する。
(注14) 当年度に高収益作物定着促進支援の対象に該当するほ場は、支援が開始された年度を記入する。
(注15) 高収益作物定着促進支援に、加工・業務用の野菜・果樹で取り組む場合は、○を記入する。
(注16) 当年度に畑作物定着促進支援の対象に該当するほ場は、支援が開始された年度を記入する。
(注17) 畑作物産地形成促進事業(R5補正)に申請したほ場は、○を記入する。
(注18) 畑作物産地形成促進事業(R5補正)において、令和7年度に畑地化に取り組む場合は、○を記入する。
(注19) コメ新市場開拓等促進事業に申請したほ場は、○を記入する。
(注20) 畑作物産地形成促進事業(R5補正)に係る要綱Ⅳの第2の3の(8)の④のただし書き又は畑地化促進事業(R5補正)に係る要綱Ⅳの第2の4の(5)のただし書きの規定により、別途実施される事業を活用する場合に限り、畑作物産地形成促進事業において実施される事業に該当する場合は「1」を、畑地化促進事業において実施される事業に該当する場合は「2」をそれぞれ記入する。

水稲生産実施計画書 兼 営農計画書

〇〇農政局長 殿(北海道農政事務局長、内閣府沖縄総合事務局長)

年産における下記申請者に係る農地の利用計画等を取りまとめたので報告します。

〇〇〇 地域農業再生協議会長

申請者情報表: 氏名又は法人・組織名、フリガナ、住所、電話番号、FAX、経営形態(個人/集落営農/法人)。

交付申請者管理コード、共済加入者コード入力欄。

畑地化促進事業・定着促進支援の交付方式表: R4-R6開始、一括交付方式、分割交付方式。

※「R4・R6」開始の一括交付方式については、前年度に一括交付を希望した者のうち、今年度も継続して一括交付を希望する場合に「○」をつけてください。

水田活用の直接支払交付金のうち水田農業高収益化推進助成関係表: 開始年、R2, R3, R4, 対象面積。

畑地化促進事業のうち定着促進支援関係表: 開始年、R4, R5, R6, 対象面積。

※ R4年において、既に、水田農業高収益化推進助成により高収益作物定着促進支援を受けた農地が含まれる場合は、当該面積は対象面積から差し引いて記入する。

農地の利用計画記入欄(農地転用を行った場合は、その転用面積は本地面積及び作付面積から除いてください)表: 農地の番号、地名・地番、作期、面積、作物作付面積、作物名、各種補助金/事業の記入欄。

- (注1) 一つのほ場で二毛作りに取り組む場合は、ほ場欄を二段書きすることとし、「作期」欄において、主食用水稲又は基幹作物として作付した作物は「1」、二毛作として作付した作物は「2」と表記することで区別する。
(注2) 同一ほ場内で、戦略作物助成の支援単価が異なる場合は(ほ地面積と作付面積が一致しない場合)は、書面上分筆して記入する。
(注3) 「作物名」欄には、主食用水稲(一般米、醸造用玄米又は種子用米生産ほ場)、麦(小麦(※)、二条大麦、六条大麦、はだか麦、麦芽原料用麦(ビール用麦等)又は種子用麦)、てん菜、てん菜原料用ばれいし(専用品種、その他)、なたね(食用植物油脂用、その他)、そば(普通そば又は種子用そば)、大豆(普通大豆、黒大豆又は種子用大豆)、飼料作物(青刈り稲、子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし、牧草、その他)、米粉用米、飼料用米(生もみを直接利用する取組は「飼料用米・生もみ」)、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米又は野菜等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態(調整水田、自己保全管理、土地改良通年施行等)を全てのほ場について記入する。
※ 小麦のうち、ゲタの面積にに係る生産予定面積を申請し、かつ、「春まき」と「秋まき」の両方の作付予定がある場合、「春まき」と「秋まき」と区別して記入する。
(注4) 飼料作物(牧草)を作付けるほ場であって、当年度では種を行うほ場の場合は、○を記入する。
(注5) 「多収品種」欄には、米粉用米、飼料用米の作付に取組む場合において、多収品種及び米粉用向け専用品種を用いる場合は「1」、それ以外の場合は「2」と表記することで区別する。また、「1」の場合は「品種名」欄に品種名も記入する。
(注6) 高収益作物の畑地化及びそれ以外の畑地化に取組む場合は、対象年度を記入する。
(注7) 畑地化の取組後、5年以上継続して高収益作物を作付けする場合は、○を記入する。
(注8) 畑地化促進事業(R5補正)に取り組む場合は、○を記入する。
(注9) 水田活用の直接支払交付金のうち畑地化促進助成(R6当初)に取り組む場合は、○を記入する。
(注10) 水田農業高収益化推進計画の対象となる場合は、○を記入する。
(注11) 当年度に高収益作物定着促進支援の対象に該当するほ場は、支援が開始された年度を記入する。
(注12) 高収益作物定着促進支援に、加工・業務用の野菜・果樹で取組む場合は、○を記入する。
(注13) 当年度に畑作物定着促進支援の対象に該当するほ場は、支援が開始された年度を記入する。
(注14) 畑作物産地形成促進事業(R5補正)に申請したほ場は、○を記入する。
(注15) 畑作物産地形成促進事業(R5補正)において、令和7年度に畑地化に取り組む場合は、○を記入する。
(注16) コメ新市場開拓等促進事業に申請したほ場は、○を記入する。
(注17) 畑作物産地形成促進事業(R5補正)に係る要綱Ⅳの第2の3の(8)の④のただし書き又は畑地化促進事業(R5補正)に係る要綱Ⅳの第2の4の(5)のただし書きの規定により、別途実施される事業を活用する場合に限り、畑作物産地形成促進事業において実施される事業に該当する場合は「1」を、畑地化促進事業において実施される事業に該当する場合は「2」をそれぞれ記入する。

水稲単収、水稲用途別作付面積表: 用途、担当書記入欄(確定値を記入)、出荷・販売契約数量、生産予定面積、作況調整後の出荷・販売契約数量。

※1 ①及び②については「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に基づく契約数量等を記入すること。
※2 米粉用米、新市場開拓用米及び加工用米について、「うちコメ新市場事業対象を除く」欄には、コメ新市場開拓等促進事業に申請していない数量・面積を記入し、「うちコメ新市場事業対象」欄には、コメ新市場開拓等促進事業に申請した数量・面積を記入すること。

戦略作物等関係(水田活用の直接支払交付金対象農地のみ該当)、畑地化促進助成、畑地化促進事業関係(水田活用の直接支払交付金対象農地のみ該当)表: 対象作物、基幹作物作付面積、二毛作付面積。

〇交付金に係る面積について、現地確認等を踏まえて確定面積等を記入(地域農業再生協議会担当者記入欄)

令和 年産 申請年月日 令和 年 月 日

畑作物産地形成促進事業、畑地化促進事業表: 対象作物、基幹作物作付面積、別途実施事業対象面積。

〇交付金に係る面積について、現地確認等を踏まえて確定面積等を記入(地域農業再生協議会担当者記入欄)

- ※1 戦略作物等関係の麦、大豆、子実用とうもろこし、加工用米、米粉用米及び産地交付金関係の新市場開拓用米には、畑作物産地形成促進事業及びコメ新市場開拓等促進事業の交付対象となっていない面積を記入すること。
※2 青刈り稲(④)は、飼料作物以外の専用品種等の面積を除く。
※3 青刈り稲には、飼料作物以外の専用品種等を含む。
※4 産地交付金関係の高収益作物は、園芸作物等のうち、産地交付金の支払対象(見込み含む。)となっている面積を記入する。
※5 R4まで水田農業高収益化推進助成により高収益作物定着促進支援を受けていた農地のうち、当年において引き続き当該助成による高収益作物定着促進支援を受ける面積を記入すること。
※6 R4開始分・R5開始分・R6開始分の畑地化支援及び定着促進支援はいずれも通常の単価とする。一括交付方式の場合は、R4開始分・R5開始分・R6開始分のいずれも一括交付の単価を乗じる。ただし、R4開始分及びR5開始分について、算出された金額から、既に過年度に交付された金額を差し引いた金額とする。
※8 飼料作物には、青刈り稲、専用品種等の水稲を含まない。